

令和 8 年 2 月 9 日

## 飯塚市立病院業務委託業者公募要領

飯塚市立病院

### 1 業務名

令和 8 年度飯塚市立病院害虫駆除業務委託

### 2 委託業務の内容

仕様書参照

### 3 業務委託予定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

### 4 参加資格要件

次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 令和 8 年度飯塚市役務有資格者名簿に登録されていた者
- (2) 会社更生法第 17 条規定に基づく更生手続きの開始申立て又は民事再生法第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者

### 5 公募要領及び仕様書の交付場所

〒820-0088 福岡県飯塚市弁分 633-1

公益社団法人地域医療振興協会 飯塚市立病院 会計課用度係

### 6 提案書（見積書含む）の受付期間、場所及び方法

令和 8 年 2 月 16 日（月）から令和 8 年 2 月 25 日（水）午後 5 時までに  
飯塚市立病院会計課用度係へ郵送するかご持参ください。なお、受付期  
間に提出されなかったものは受理しない。

#### 【送付先】

上記、交付場所と同じ

### 7 質問について

質問等ありましたら文書にてご提出願います。必要と思われる場合にのみ  
担当者より直接お答え致します。

### 8 提案書の提出

次項の「9 企画提案書項目」毎に作成し、以下のことに留意し提出する  
こと。

- (1) 提出様式
  - ①提案書には表紙を付け、A4版とし両面印刷とする。
  - ②ページ番号 各ページに一連の番号を付ける。
- (2) 提出部数
  - ①6部（原本1部、コピー5部）
- (3) 提出書類
  - ①企画提案書
  - ②損害賠償に関する証書の写し
  - ③医療関連サービス振興会認定証書の写し
  - ④代行保証又はそれと同等の保証が得られる証書の写し
- (4) その他の留意事項
  - ①提出された書類について、提出後の追加及び変更は不可とする
  - ②提出された書類は、一切返却しない。
  - ③書類の作成、提出に要する一切の費用は参加者の負担とする。

## 9 企画提案書項目

- (1) 業務遂行能力
  - ・会社概要
  - ・委託業務実績
- (2) 実施体制
  - ・人員配置等
  - ・教育研修体制
- (3) 業務に関する取り組み
- (4) 安全事故防止体制
- (5) 非常時対応能力
  - ・サポート体制
  - ・損害賠償
  - ・代行保証
- (6) その他
  - ・上記以外の独自の実現可能な案を提示すること
- (7) 見積書（別紙）
  - ・委託料の見積、明細書

## 10 審査及び選考

提案書の内容を総合的に審査した上で、受注者を特定する。

## 11 選考結果

選考結果は、速やかに電話連絡もしくは文書にて通知する。

## 12 その他

- (1) 契約締結は令和8年4月1日付とし、決定業者と詳細について別途

協議を行う。

- (2) 令和 8 年 3 月 31 日以前の準備などに必要な経費については、受注者の負担とする。

### 13 問い合わせ先

公益社団法人地域医療振興協会

飯塚市立病院 会計課用度係

担当：伊藤・宮崎

電話：0948-22-2980

FAX：0948-24-3812

飯塚市立病院  
会計課用度係

令和 8 年度害虫駆除業務委託仕様書

## 害虫駆除業務委託仕様

### 総 則

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、適正な方法により、定期的に防除施工を行う。

#### 1. 実施箇所

- 1) 所在地：福岡県飯塚市弁分 633-1
- 2) 管理区域：飯塚市立病院

#### 2. 契約期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

#### 3. 施行範囲：対象施設全域（総延べ床面積 17,646.37 m<sup>2</sup>）

このうち、手術室控室、厨房全エリア、霊安室、解剖室（床面積 401.05 m<sup>2</sup>）については毎月の定期施工を実施する。

定期施工対象区域（床面積 401.05 m<sup>2</sup>）以外のエリアについては、状況に応じて委託者より作業を依頼する場合がある。当該作業の実施にあたっては、内容および費用を別途協議して決定するものとする。

#### 4. 予防調査

駆除効果向上のため、主として次の点を明確に把握すること。

1. 対象種別：1) ゴキブリ 2) ねずみ
2. 生息状況：1) 出没箇所 2) 侵入箇所 3) 棲息場所
3. 環境状況

#### 5. 使用薬剤と処理方法

本業務における害虫駆除の処理方法は、IPM（総合的有害生物管理）の理念に基づき、害虫の発生状況および原因を把握したうえで、予防対策を優先し、必要最小限の防除を行うものとする。

具体的には、環境改善やトラップ設置等の非薬剤的対策を基本とし、これらのみでは十分な効果が得られない場合に限り、薬機法に基づく医薬品または医薬部外品を適切に使用する。

なお、処理にあたっては、患者、医療従事者および施設利用者の安全に配慮し、人体および医療環境への影響を最小限とするものとする。

#### 6. 報告書

防虫施工後、「施工実施報告書」を提出すること。

#### 7. 安全管理

業務の実施にあたっては、現場責任者により作業に従事する者を指揮監督し、本業務の遂行を図るとともに、常に災害防止に留意し、安全の確保に努めること。

## 8. その他

- ・施工実施日等については、事前に協議・連絡にて調整すること。
- ・既設部分については、発生状況を確認しながら、別途協議とする。

※ I PM (Integrated Pest Management : 総合的有害生物管理) の理念の導入

害虫の防除を行うにあたっては、建築物において考えられる有効で適正な技術を組み合わせて利用しながら、人の健康に対するリスクと環境への負担を最小限度にとどめるような方法で有害生物を制御し、その水準を維持する有害生物の管理対策である総合的有害生物管理の考え方を取り入れた防除体系に基づき実施する。

- 1) 環境に考慮して有害生物の防除を行う。
- 2) 防除にあたっては、調査を重視し、調査に基づいて対策を立案し実施する。
- 3) 維持管理基準を設定して防除の目標とし、目標以下に管理すること。
- 4) 防除にあっては、薬剤を使用するだけでなく、環境整備など総合的な手段を講じる。
- 5) これらを達成するため、高度の専門的知識の習得と技術の向上に努める。

以上